

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく
国立大学法人北見工業大学一般事業主行動計画

女性職員を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成34年3月31日

2. 本学の課題

女性の応募者がそもそも少なく、女性教員が少ない

3. 目標と取組内容・実施時期

目標：女性教員を全教員の10%程度になるように採用する。

<取組内容>

平成28年～ 女性研究者支援室（仮称）を設置し、求められる支援内容等について意見聴取できる仕組みをつくり、寄せられた意見について検討する。
公募文書に「男女共同参画社会基本法に則って選考を行う」旨を引き続き記載する。

平成29年～ 寄せられた意見を基に下記の取り組みを実施する。

①出産、育児などと教育研究が両立しやすくなるような支援体制の強化

②出産、育児などと教育研究を両立している者に対応する評価方法のカスタマイズ

平成30年～ 上記取り組みを学外に積極的に広報し、女性教員の増加を図る。